

上場維持基準に関する経過措置の取扱い等に係る  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	5

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">令和4年4月4日改正付則 (上場維持基準に係る経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 既上場銘柄(選択期間の最終日の翌日から施行日の前日までに上場した株券等を含む。以下この条において同じ。)の発行者が、<u>令和7年2月28日までに到来する各事業年度の末日(第501条第1項第2号c(第502条第1項による場合を含む。))にあつては、12月末日。次項において同じ。)</u>において、改正後の第501条第1項第1号a若しくはb、第2号b若しくはc、第3号b若しくはd又は第4号a若しくはb(第502条第1項による場合を含む。)に定める基準(以下「経過措置対象基準」という。)に適合しない状態となった場合に対する改正後の第501条第3項及び第4項並びに第502条第3項及び第4項の規定の適用については、第501条第3項又は第502条第3項中「施行規則で定める期間内に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」とあるのは「当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」と、第501条第4項又は第502条第4項中「前項」とあるのは「前項(付則第2条第2項による場合を含む。)」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 既上場銘柄の発行者は、前項の規定により読み替えて適用する改正後の第501条第3項又は第502条第3項に規定する計画書を提出してから経過措置対象基準に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に当該計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。この場合において、当該書面の開示を行ったときには、提出を行ったものとみなす。</p> <p>4 既上場銘柄の発行者に対する<u>令和8年2月28日までに到来する各事業年度の末日(改正後の第501条第1項第2号cに代えて改正後の同項第1号cを適用する場合(第502条第1項による場合を含む。))にあつては、6月末日及び12月末日)</u>における改正後の第601条</p>	<p style="text-align: center;">(上場維持基準に係る経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 既上場銘柄(選択期間の最終日の翌日から施行日の前日までに上場した株券等を含む。以下この条において同じ。)の発行者が改正後の第501条第1項第1号a若しくはb、第2号b若しくはc、第3号b若しくはd又は第4号a若しくはb(第502条第1項による場合を含む。)に定める基準に適合しない状態となった場合に対する改正後の第501条第3項及び第4項並びに第502条第3項及び第4項の規定の適用については、<u>当分の間</u>、第501条第3項又は第502条第3項中「施行規則で定める期間内に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」とあるのは「当該基準に適合するための取組み及びその実施時期」と、第501条第4項又は第502条第4項中「前項」とあるのは「前項(付則第2条第2項による場合を含む。)」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 既上場銘柄の発行者が、<u>改正後の第501条第1項第1号a若しくはb、第2号b若しくはc、第3号b若しくはd、第4号a若しくはb(第502条第1項による場合を含む。))に定める基準に適合しない状態となった場合は</u>、前項の規定により読み替えて適用する改正後の第501条第3項又は第502条第3項に規定する計画書を提出してから<u>当該基準</u>に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に当該計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。この場合において、当該書面の開示を行ったときには、提出を行ったものとみなす。</p> <p>4 既上場銘柄の発行者に対する改正後の第601条第1項第1号及び第602条第1項第1号の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の各号のとおり取り扱うものとする。ただし、付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面、第2項の規定により読み替えて適用する第</p>

第1項第1号及び第602条第1項第1号の規定の適用については、次の各号のとおり取り扱うものとする。ただし、付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面、第2項又は令和5年4月1日改正付則第2条第2項の規定により読み替えて適用する第501条第3項及び第4項又は第502条第3項及び第4項に定める書面並びに前項に定める書面（当該各項の規定により提出又は開示を要する書面に限る。）の提出又は開示を行っていない場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

5 第1条の規定にかかわらず、既上場銘柄が改正後の第208条、第214条及び第220条各号に掲げる行為により上場廃止となる場合であって、当該各号に定める会社が令和7年2月28日までに上場することが見込まれるテクニカル上場を申請するときにおける改正後の第209条、第215条及び第221条の規定の適用については、改正後の第209条第1項第3号中「400人」とあるのは「150人」と、「2,000単位」とあるのは「500単位」と、「10億円」とあるのは「2億5,000万円」と、「25%」とあるのは「5%」と、改正後の第215条第1項第3号中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、「100億円」とあるのは「10億円」と、「35%」とあるのは「5%」と、改正後第221条第1項第3号中「1,000単位」とあるのは「500単位」と、「5億円」とあるのは「2億5,000万円」と、「25%」とあるのは「5%」とする。

6 第2項から第4項まで並びに令和5年4月1日改正付則第2条各項及び第3条の規定は、前項の規定によりテクニカル上場した上場株券等について準用する。

7 第2項から前項までの規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1) 令和4年4月4日改正付則第2条第3項各号に掲げる場合において選択した新市場区分に上場した銘柄

(2) 施行日以後に市場区分の変更を行った銘柄（令和5年4月1日改正付則第2条第1項の規定によりスタンダード市場への市場区分の変更を行った銘柄を除く。）

(3) (略)

501条第3項及び第4項又は第502条第3項及び第4項に定める書面並びに前項に定める書面（当該各項の規定により提出又は開示を要する書面に限る。）の提出又は開示を行っていない場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

5 第1条の規定にかかわらず、既上場銘柄が改正後の第208条、第214条及び第220条各号に掲げる行為により上場廃止となる場合であって、当該各号に定める会社がテクニカル上場を申請するときにおける改正後の第209条、第215条及び第221条の規定の適用については、当分の間、改正後の第209条第1項第3号中「400人」とあるのは「150人」と、「2,000単位」とあるのは「500単位」と、「10億円」とあるのは「2億5,000万円」と、「25%」とあるのは「5%」と、改正後の第215条第1項第3号中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、「100億円」とあるのは「10億円」と、「35%」とあるのは「5%」と、改正後第221条第1項第3号中「1,000単位」とあるのは「500単位」と、「5億円」とあるのは「2億5,000万円」と、「25%」とあるのは「5%」とする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりテクニカル上場した上場株券等について準用する。

7 前5項の規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1) 付則第2条第3項各号に掲げる場合において選択した新市場区分に上場した銘柄

(2) 施行日以後に市場区分の変更を行った銘柄

(3) (略)

## 付 則

第1条 この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 令和4年4月3日において、市場第一部に上場しており、かつ、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）においてプライム市場に上場している株券等の発行者が、施行日から令和5年9月29日までに、スタンダード市場への上場を選択し、当取引所所定の「市場選択申請書」の提出を行った場合には、当取引所は、令和5年10月20日に、当該上場株券等及び当該上場株券等の発行者が発行するすべての上場株券等及び上場優先株等について、スタンダード市場への市場区分の変更を行うものとする。

2 前項の規定によりスタンダード市場への上場を選択し、「市場選択申請書」の提出を行う株券等の発行者が、直近の事業年度の末日において第501条第1項第1号a又はb（第502条第1項による場合を含む。）に定める基準に適合していないときは、当該「市場選択申請書」の提出時において、令和4年4月4日改正付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する改正後の第501条第3項又は第502条第3項に規定する計画書の提出を要するものとする。この場合において、当該書面の開示を行ったときには、提出を行ったものとみなす。

3 改正後の令和4年4月4日改正付則第4条第3項の規定は、令和4年4月4日改正付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面又は前項の場合において改正後の令和4年4月4日改正付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する第501条第3項及び第4項若しくは第502条第3項及び第4項に定める書面を提出したときにおいて準用する。

第3条 施行日の前日において提出又は開示している令和4年4月4日改正付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面又は改正前の同付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する第501条第3項及び第4項若しくは第502条第3項及び第4項に定める書面において、計画期間の末日を、令和8年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日（第501条第1項第2号c（第502条第1項による場合を含む。）にあつては、12月末日）の翌日以後と定める会社（以下「超過計画開示会社」とい

う。)が、令和8年3月1日以後に到来する各事業年度の末日(第501条第1項第2号cに代えて同項第1号cを適用する場合(第502条第1項による場合を含む。))にあつては、6月末日及び12月末日)において、令和4年4月4日改正付則第4条第4項各号の規定により読み替えて適用する経過措置対象基準(当該書面に記載したものに限る。)に適合しない状態となった場合は、その上場を廃止するものとする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第603条 規程第607条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第601条第1項第1号に定める<u>規程第501条第1項第1号から第3号まで(規程第502条第1項各号による場合を含む。)</u>に定める基準に適合していない場合において、<u>第501条第7項各号(第502条第5項各号による場合を含む。)</u>に定める改善期間内に当該各号に適合しなかったときに該当する上場株券等</p> <p><u>当該改善期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日。ただし、株主数が著しく多いなどの理由により流通市場に著しい影響を及ぼすおそれがあり、その他の事由も勘案して当取引所がこれによることが適当でない</u><u>と認める場合は、当取引所がその都度定めるところによる。</u></p> <p>(2) ~ (10) (略)</p> <p>(監理銘柄の指定の取扱い)</p> <p>第604条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、<u>株主数が著しく多いなどの理由により流通市場に著しい影響を及ぼすおそれがあり、その他の事由も勘案して当取引所がこれによることが適当でない</u><u>と認める場合は、当取引所がその都度定めるところによる。</u></p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第603条 規程第607条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第601条第1項第1号に定める<u>規程第501条第1項第1号c(規程第502条第1項第1号による場合を含む。)</u>又は<u>同項第3号c(規程第502条第1項第3号による場合を含む。)</u>に適合していない場合において、<u>第501条第7項第3号(第502条第5項第2号による場合を含む。)</u>に定める改善期間内に当該各号に適合しなかったときに該当する上場株券等</p> <p><u>当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)</u>を経過した日</p> <p>(2) ~ (10) (略)</p> <p>(監理銘柄の指定の取扱い)</p> <p>第604条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、<u>第1項第26号の場合において、第4号に定める日から1年を超えることとなる</u><u>ときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。</u></p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>4 (略)</p>
付 則	
<p>第1条 この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

- 2 改正後の第603条第1号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場廃止が決定された上場株券等から適用する。

第2条 規程令和5年4月1日改正付則第3条に規定する超過計画開示会社が、第601条第1項第2号から第5号までに定める改善期間の末日後、令和5年3月31日において提出又は開示している規程令和4年4月4日改正付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面又は令和5年4月1日改正前の同付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する第501条第3項及び第4項若しくは第502条第3項及び第4項に定める書面に記載の計画期間の末日（施行日以後に提出した同付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する第501条第4項又は第502条第4項に定める書面において、当該計画期間の末日より前の日を計画期間の末日とする訂正又は変更を行った場合には、当該訂正又は変更後の計画期間の末日。）までに到来する事業年度の末日（規程第501条第1項第2号cにあつては、12月末日）までに経過措置対象基準（規程令和4年4月4日改正付則第4条第2項に定める経過措置対象基準をいう。以下同じ。）（規程令和4年4月4日改正付則第2条第2項第1号に掲げる事項を記載した書面又は令和5年4月1日改正前の同付則第4条第2項の規定により読み替えて適用する規程第501条第3項若しくは第4項又は第502条第3項及び第4項に定める書面に記載した経過措置対象基準に限る。）に適合したときは、規程第601条第1項第1号（当該経過措置対象基準による場合に限る。）に該当しないものとして取り扱う。

- 2 規程令和5年4月1日改正付則第3条に規定する超過計画開示会社を上場廃止とすることを認定した場合（規程令和5年4月1日改正付則第3条の規定による規程令和4年4月4日改正付則第4条第2項に定める書面に記載した経過措置対象基準に適合しないおそれがある場合に限る。）についての改正後の第603条第1号の規定の適用にあつては、同号中「当該改善期間の末日」とあるのは「令和5年4月1日改正付則第2条第1項に規定する計画期間の末日までに到来する事業年度の末日（規程第501条第1項第2号c（第502条第1項による場合

を含む。)にあつては、12月末日)」とする。

- 3 規程令和5年4月1日改正付則第3条に規定する超過計画開示会社に対する第604条第1項第2号の規定の適用については、同号中「第501条第7項及び第8項(第502条第5項及び第6項による場合を含む。)に定める改善期間の最終日」とあるのは「令和5年4月1日改正付則第2条第1項に規定する計画期間の末日までに到来する事業年度の末日(規程第501条第1項第2号cにあつては、12月末日)」とする。
- 4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。
  - (1) 規程第501条第4項に定める書面又は規程令和4年4月4日改正付則第4条第3項に定める書面(当該各項の規定により提出又は開示を要する書面に限る。)の提出又は開示を行っていない場合
  - (2) 規程令和4年4月4日改正付則第4条第2項に規定する経過措置対象基準に適合した後、再び当該経過措置対象基準に適合しない状態となった場合
  - (3) 施行日以後に特設注意市場銘柄へ指定された場合
- 5 改正後の第603条第1号の規定は規程令和5年4月1日改正付則第3条の場合において準用する。この場合において、改正後の第603条第1項第1号中「改善期間の末日」とあるのは「規程令和5年4月1日改正付則第3条に規定する令和4年4月4日改正付則第4条第4項各号の規定により読み替えて適用する経過措置対象基準に適合しない状態となった日)」とする。